

春の火災予防運動

令和8年3月1日（日）から3月7日（土）まで



全国统一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし



この時季は、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。林野火災注意報や火災警報が発令されたら、屋外で火気の手扱いは、できません。また、お休み、お出かけ前には火のもとをしっかりと確認をしましょう。

【火災発生状況】

松本広域 消防局管内	火災件数	火災種別				死者数
		建物火災	林野火災	車両火災	その他の火災	
令和5年	137	51	4	19	63	6
令和6年	120	68	2	17	33	15
令和7年	148	64	8	9	67	7

毎年、建物火災とその他の火災（田畑の枯草が燃える火災など）が多く発生しています。

【令和7年主な出火原因】

松本広域管内 出火原因					
順位	原因	件数(%)	順位	原因	件数(%)
1	たき火	22(14.9)	4	こんろ	6(4.1)
2	火入れ	16(10.8)		焼却炉	6(4.1)
3	ストーブ	7(4.7)		電気機器	6(4.1)
				放火の疑い	6(4.1)

最も多い「たき火」や2番目に多い「火入れ」（畔焼きなど）から下草に燃え移る火災が多く発生しています。

林野火災注意報のお知らせ



1 発令されたら守るべき6つのこと（火の使用制限）



①山林・原野等において火入れをしないこと！



②煙火を消費しないこと！



③屋外において火遊び又はたき火をしないこと！



④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと！



⑤山林において喫煙をしないこと！



⑥残火（たばこの吸殻を含む）取灰又は火粉を始末すること！

2 発令状況の確認方法

林野火災注意報又は火災警報の発令はホームページで確認してください。



QRコードをスキャンしてね！



※その他、消防署ののぼり旗、消防車両等による巡回広報、災害情報メール、SNSなどで周知します。

3 たき火、畦焼きなどは事前に明科消防署へ届出を※

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書の提出をお願いします。

※林野火災注意報・火災警報が発令されていないとき

～林野火災注意報の発令基準～

①又は②

①前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。

②前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下、かつ、乾燥注意報が発表されているとき。

※ただし、降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りでない。

～罰則について～

林野火災注意報の場合、罰則を伴わない努力義務となります。一方、火災警報の場合は、「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。



様式はこちら
QRコードをスキャンしてね！



〒399-7101
安曇野市明科東川手271-4
松本広域連合 明科消防署
電話・FAX 0263-62-2992